

# R2 江別市立大麻西小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

## 1. 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立大麻西小学校のいじめ防止のために策定した。

このいじめ防止基本方針のもとに、大麻西小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

## 2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。
- ④けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、該当学級担当、養護教諭による「いじめ対策委員会（学校いじめ対策組織）」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなど）を組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

#### 【いじめ対策委員会の主な役割】

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに関する情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

### 4. いじめの防止のための取組

- ①いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。（特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う）
- ②未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

#### 【主な取組】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実
- ・豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進
- ・いじめゼロを目指した児童会活動（児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動）
- ・異学年交流を充実させ、他者から認められる、他者の役に立っているという「自己有用感」を高める
- ・いじめに関する校内研修を年に複数回行い、全ての教職員の共通理解を図るとともに、資質能力の向上を図る
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う
- ・学校いじめ未然防止プログラム、および早期発見・事案対処マニュアルの策定を行う
- ・校内研修も含めた、学校いじめ対策組織の年間活動を計画する
- ・学校いじめ防止基本方針については、学校HPで公表し、入学時・各学年の開始時に児童、保護者等に説明する

## 5. 早期発見

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ③日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

### 【主な取組】

- ・いじめアンケートの実施
- ・教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える
- ・児童の変化について、気付いたことを職員会議等において教職員全体で共有し、より大勢の目で当該児童を見守る
- ・早期発見、事案対処マニュアルの策定を行う
- ・児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底し、とくに児童が自ら勇気をもっていじめに関する相談を行うことに対しては慎重かつ大切に扱う

## 6. いじめへの対処

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織的に対応し、情報収集を綿密に行い事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、被害児童を守り通す。また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ②加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、心の教室相談員や養護教諭等で組織された「いじめ問題対策連絡協議会」等と連携を取りながら、指導を行っていく。

## 7. いじめの解消

- ①いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ・被害児童生徒に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ②学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ③いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要である。

## 8. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- ②教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

### 【主な取組】

- ・ネットモラル教室の実施
- ・ネットパトロールの実施
- ・ネットマナーの向上を目指した児童会活動
- ・児童が主体となったネット利用ルールづくり

## 9. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- |   |
|---|
| <p>(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p style="text-align: right;">(いじめ防止対策推進法第28条)</p> |
|---|

- ①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

## (2) 学校による調査

### ① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

### ② 重大事態の調査組織

学校が調査主体となるときは、速やかに「いじめ対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

### ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

### ⑤ 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- ・「いじめ対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

## 重大事態の発生

- ・教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）

## 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

### 学校が調査主体の場合

#### ○学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ・調査組織は「いじめ対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。

#### ○調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

#### ○いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ○調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ○調査結果を踏まえた必要な措置

### 教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力

# 大麻西小学校いじめ未然防止プログラム

## ①居場所づくり

すべての児童生徒が安心して、他者から認められている、自分が必要とされる存在であると感じ、落ち着いて学べる場をつくること、学級や学校を落ち着ける場所にしていくことで、児童生徒のストレスや感情をコントロールする力、自己存在感・自尊感情を高めることを目指す取組

主体は教職員

## ②絆づくり

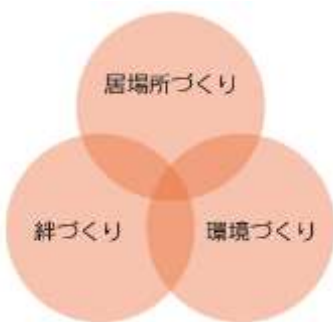
日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、他者とのかわり、他者の役に立っていると感じながら、主体的に取り組む共同的な活動を通して、活躍できる機会をつくることで、児童生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組

主体は児童生徒

## ③環境づくり

すべての児童生徒が安心して落ち着いて主体的に学習や生活を送ることができる学習環境、教室・学校環境を整備することで、児童生徒の自己実現を図る自己指導能力の育成、児童生徒が学校生活を営む上で必要な規範意識の向上を目指す取組

主体は教職員、児童生徒



ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム

イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム

ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム

エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム

		ア 教科・領域の関連	イ 児童会・生徒会活動との関連	ウ 社会教育と連携した体験活動との関連	エ（その他）
小学校	居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「話すこと・聞くこと」の指導の充実【p.13】</li> <li>○ユニバーサルデザインの視点の活用【p.14】</li> <li>○ピア・サポート授業【p.160】</li> <li>○「チャレンジター（放課後タイム）」の充実【p.170】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の手法を取り入れた学級づくり【p.17】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域と触れ合う活動【P.22】</li> <li>○スクールカウンセラーなどとの交流機会の充実【p.23】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育の充実【p.26】</li> <li>○「いのちの学習」の推進【p.162】</li> <li>○学級花壇【p.164】</li> </ul>
	絆	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「なかよし集会」の指導の充実【p.15】</li> <li>○ふれあい集会【p.161】</li> <li>○「児童集会・委員会集会」の指導の充実～「交流を深めるんだから集会」～【p.165】</li> <li>○縦割り班活動【p.169】</li> <li>○小6中1交流会～総合的な学習の時間「12才のハローワーク」～【p.173】</li> <li>○「縦割り地区遊び」の充実【p.176】</li> <li>○「SGE：靴いを結んで」【p.178】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○〇〇町いじめゼロ集会への参加【p.18】</li> <li>○いいところ探しプロジェクト【p.19】</li> <li>○いじめ防止に関する取組：児童会【p.163】</li> <li>○折り鶴集会【p.168】</li> <li>○異年齢活動の取組（縦割り活動）【p.171】</li> <li>○全校遊び【p.174】</li> <li>○いじめゼロ集会【p.179】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめについて考える集会【p.24】</li> <li>○地域とふれあう活動（ハマナス大学との交流）【p.172】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○なくそうネットトラブル【p.27】</li> </ul>
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○話合いのルールなどの掲示【p.16】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止の標語作成と掲示【p.20】</li> <li>○「ほっと」を活用した教育相談活動【p.21】</li> <li>○地域の安全マップづくり【p.166】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クリーン＆グリーン運動【p.25】</li> <li>○PTAによる交通安全標語づくり【p.167】</li> <li>○春・秋のクリーン作戦【p.175】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめゼロの木【p.28】</li> <li>○それって入力して大丈夫？【p.29】</li> <li>○ありがとうボックス【p.177】</li> </ul>

※ 本校未然防止プログラムでは、いじめの未然防止の活動を「3観点」「4項目」で分類しています。

なお、表内の活動名の後に記載した【 】は北海道教育委員会発行「いじめ未然防止モデルプログラム」の該当ページを示しています。

